

○国立大学法人筑波技術大学教育研究活動支援基金規程

〔平成28年9月28日〕  
規程第26号

国立大学法人筑波技術大学教育研究活動支援基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学基金規則第4条第2項に基づき、筑波技術大学教育研究活動支援基金(以下「教育研究活動支援基金」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 筑波技術大学の学生(以下「学生」という。)の教育研究活動等への支援、外国の大学等との教育交流及び本学留学生等への支援及びその他教育研究活動支援基金の目的達成に必要と認められるものへの支援を行う事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、教育研究活動支援基金を置く。

(使途)

第3条 教育研究活動支援基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する。

- (1) 学生の教育研究活動等への支援を行うもの
  - (2) 外国の大学等との教育交流及び本学留学生等への支援を行うもの
  - (3) その他教育研究活動支援基金の目的達成に必要と認められる支援を行うもの
- (事業)

第4条 教育研究活動支援基金は、第2条の目的を達成するため、別に定める事業を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育研究活動支援基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行する。